



平成 30 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 日 本 製 鋼 所  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 宮 内 直 孝  
(コード番号：5631 東証第1部)  
問 合 せ 先 執 行 役 員 総 務 部 長 菊 地 宏 樹  
(電 話 : 03-5745-2001)

## 役員報酬額改定及び譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役及び監査役の報酬額改定とともに、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、取締役及び監査役の報酬額改定に関する議案並びに本制度に関する議案を平成 30 年 6 月 26 日開催予定の第 92 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### I 取締役及び監査役の報酬額改定について

当社の取締役及び監査役の報酬額は、平成 20 年 6 月 27 日開催の第 82 回定時株主総会において、取締役につきましては月額 4,000 万円以内、監査役につきましては月額 750 万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化及び諸般の事情を考慮し、機動的な報酬政策を可能とするため、現行の月額による定めを年額による定めに改め、取締役の報酬を年額 4 億 8,000 万円以内（うち社外取締役分は年額 3,500 万円以内）、監査役の報酬を年額 9,000 万円以内とすることにつき本株主総会に付議する予定です。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

また、取締役の賞与につきましては、従来、取締役の報酬額である月額 4,000 万円以内（年額に換算すると 4 億 8,000 万円以内）とは別枠にて、株主総会でご承認いただいた上で支給してはりましたが、改定後は上記の年額 4 億 8,000 万円の報酬枠の範囲内にて支給することといたします。

#### II 本制度の導入について

##### 1. 本制度の導入目的等

###### (1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上のためのインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

## (2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、本株主総会では、前記 I の取締役の報酬額とは別枠として、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

## 2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額1億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、社外取締役を構成員として含む報酬諮問委員会において審議の上、取締役会において決定いたします。

本制度により当社が対象取締役に対し新たに発行し又は処分する普通株式の総数は、年5万株（ただし、本株主総会の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整いたします。）以内とし、その1株当たりの払込金額は、当該発行又は処分にかかる取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、①対象取締役は、一定期間、割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものといたします。対象取締役が割当てを受けた当社の普通株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

## 3. 執行役員に対する譲渡制限付株式報酬制度の適用

本株主総会において、本制度の導入について承認されることを条件に、当社の執行役員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を適用する予定です。

以 上